

平成25年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成25年12月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年12月9日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年12月9日	11時21分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	10番	品川義則		11番	林博文	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	第54号議案	基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について
日程第5	第55号議案	消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第6	第56号議案	基山町国民健康保険条例の一部改正について
日程第7	第57号議案	基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第8	第58号議案	基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について
日程第9	第59号議案	基山町民会館の指定管理者の指定について
日程第10	第60号議案	基山町体育施設の指定管理者の指定について
日程第11	第61号議案	鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更に係る協議について
日程第12	第62号議案	鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について
日程第13	第63号議案	平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）
日程第14	第64号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第15	第65号議案	平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）

～午前9時30分 開会～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成25年第4回基山町議会定例会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鳥飼勝美君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、品川義則議員と林 博文議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（鳥飼勝美君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日より17日までの9日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

本日は、平成25年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について外2件、人事案件が基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、財産取得案件が基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について、指定管理者案件が基山町民会館の指定管理者の指定について

外1件、協議案件が鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議について外1件、予算案件が平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）外2件となっております。これらについて御提案申し上げ、御審議いただきたいと考えております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、基山町町民栄誉賞の授与についてでございます。

ことし4月に「キングダム」により手塚治虫文化賞のマンガ大賞を受賞されました基山町出身の漫画家原 泰久氏に、基山町町民栄誉賞を授与することを決定いたしました。

原氏は、これまでも数々の賞を受賞されており、今回の受賞作品である「キングダム」はNHKのBSテレビでも放映されるなど、漫画家としての活躍は大変素晴らしいものとなっております。また、ことし7月からは「基山町ふるさと大使」として、基山町のPRなど町のイメージアップを図るために貢献いただいております。

原氏の活躍は、基山町の知名度を高め町民に夢と希望を与えるという町民栄誉賞の趣旨に合致すると判断し、町民栄誉賞を贈ることといたしました。授賞式につきましては12月27日に行うこととしております。

次に、消防関係についてでございます。

秋季全国火災予防週間が11月9日から15日まで行われ、基山町では11月10日に防火訓練を実施しました。今回は、第7部管内の野口地区で、地域住民の参加を得て応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行うとともに、社会福祉協議会と日本赤十字社によるエアータントの設置、災害食づくりや簡単な救急法の演習を行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て、多大な成果を上げることができました。

また、第21回全国女性消防操法大会が10月21日に横浜市で開催され、基山町消防団女性部が出場いたしました。大会は各都道府県から代表47隊が出動し、軽可搬ポンプ操法の技術を競いました。基山町女性消防隊は、5月から約6カ月間の訓練の成果を遺憾なく発揮し、見事優良賞を受賞しました。

次に、第5次基山町総合計画策定についてでございます。

第5次基山町総合計画につきましては、平成25年度から平成26年度までの2カ年で策定することとして作業を進めております。

策定に当たっては多くの町民の方に参加をしていただきたいと思いますと考えており、第一弾として

9月30日にスタートアップ講演会を開催したところ、89名の参加がありました。また、10月6日から12月3日にかけて町民会館などで4回開催した町民ワークショップには延べ259名の参加があり、基山町の未来に関して活発な議論を行っていただきました。また、町民アンケート調査及び町外者インターネット調査を実施し、町民の皆さんの意向や町外者から見た基山町の印象等の調査もしております。

次に、J Rウォーキングについてでございます。

11月23日にJ Rウォーキングが開催され、秋薫る好天の中、色づいた基山路のウォーキングコースに1,056名の参加がありました。今回は11月から動き出した水車をコースに復活させ、かいろう基山さんやちぎりの里さんなどの協力による基山流のおもてなしに参加者の方からは大変好評を得ました。

次に、ハートのモニュメントについてでございます。

最強の金属を使ったハートのモニュメントの除幕式と贈呈式が、9月25日に大興善寺の契園において行われました。このモニュメントは、日本タングステン株式会社と大興善寺の「恋人の聖地」のコラボレーションにより実現したもので、テレビ番組でも話題になった日本タングステン株式会社の高度な技術が結集されたものです。「恋人の聖地」の指定に続き、また一つ新たな魅力が加わり、さらなる基山町の観光振興につながるものと期待しております。

次に、庁舎周辺外壁改修工事についてでございます。

昨年度に実施した外壁診断の結果を受け、ふぐあい箇所改修のために実施する庁舎周辺外壁改修工事については、10月30日に指名競争入札を行い、934万5,000円で三井住友建設株式会社佐賀営業所と契約を締結しました。工期は平成25年11月6日から平成26年3月25日までとなっております。工事の進捗率は10%でございます。

次に、基山町使用料・手数料見直し基本方針についてでございます。

使用料・手数料見直し基本方針については、11月13日に意見交換会を行うとともに、11月11日から11月25日までパブリックコメントを実施し、策定しました。

今後は、基本方針に沿って算定を行い、金額改定が必要な諸施設については平成26年の第4回定例会に条例等を提案し、平成27年4月から新しい使用料・手数料を適用したいと考えております。

次に、福祉交流館についてでございます。

基山町福祉交流館については、10月30日に指名競争入札を行い、本体工事については株式会社堀田工務店に、エレベーター工事については三菱電機株式会社九州支店に決定いたしました。契約金額は、本体工事が4,095万円、エレベーター工事が1,029万円。工期は平成25年11月6日から平成26年3月17日までとなっております。平成26年4月1日の開館に向けて工事を行っているところでございます。工事の進捗率は、本体工事、エレベーター設置工事ともに15%でございます。

また、福祉交流館については、本会議に基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例について提案し、御審議いただくこととしております。

次に、健康増進対策事業についてでございます。

住民の健康増進や疾病の早期発見、早期予防を推進するため、集団健診と婦人がん検診を5月から10月にかけて25日間実施し、今年度については終了しました。現在は、検診結果に基づいて特定保健指導を戸別訪問などにより行っているところでございます。

次に、子ども・子育て支援事業計画基礎調査業務についてでございます。

子ども・子育て支援事業計画策定のための基礎調査については、株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所と228万9,000円で契約を締結し、保育所や幼稚園等の子育て支援に関する需要量調査や、今後5年間の子育て支援策の供給量を決定するための調査を進めております。

この基礎調査は、事業計画を策定するために本町の現状と課題を把握するために行うもので、調査内容及び結果については子ども・子育て会議で審議していただくこととしております。

今後は、来年2月までに課題を抽出するとともに、事業計画の骨子案の検討を行い、4月から計画策定に着手し、9月ごろにはパブリックコメントを経て策定する予定でございます。

次に、環境美化事業についてでございます。

水源を本町に発し鳥栖市を流れる秋光川の清掃美化活動を、本町と鳥栖市が連携して10月6日に実施しました。当日は、両市町から214名の企業や一般参加があり、第7区公民館を出発して秋光川周辺約3キロの清掃活動を行い、菓子袋や缶等のごみ158キログラムを回収しました。

次に、ごみ減量化事業についてでございます。

ごみ・リサイクルについての出前講座を11月13日にクリーンヒル宝満で行い、43名の参加

がありました。当日は、クリーンヒル宝満での施設見学後に、「基山町のごみの現状と出し方」というテーマで出前講座を行い、県内で比較した基山町のごみの現状及びごみ収集処理事業に関する予算や、家庭ごみの適切な排出・分別方法を踏まえた上で、さらに取り組んでいただきたい家庭でできるごみの減量化・資源化などについての説明を行い、ごみ減量化について普及・啓発を行うことができました。

次に、白坂久保田2号線道路改良計画についてでございます。

白坂久保田2号線道路改良計画につきましては、7月から9月にかけて、けやき台団地及び全町を対象とした意見交換会を実施し、多くの方から御意見をいただきました。いただいた意見も参考に検討を行い、幹線道路であります白坂久保田2号線と三国丸林線を結ぶことにより、福岡方面へのアクセス改善や災害時の2方向避難路の確保等ができることにより町民の利便性向上と災害時の対策が強化できること、また、町の将来の発展にもつながると判断し、平成26年度から実施することを決定いたしました。

次に、請負工事の発注及び進捗状況についてでございます。

別紙のとおり、道路工事2件、公園工事1件、下水道工事1件、急傾斜地崩壊防止工事1件でございます。どうぞお目通しをお願いいたします。

次に、青少年健全育成町民大会についてでございます。

11月9日に、町民会館において青少年健全育成町民大会を開催しました。大会では、基山小学校、若基小学校、基山中学校、東明館中学校の児童・生徒8名による少年の主張・体験発表が行われ、青少年にとって身近な問題から社会的な大きなテーマまで、みずからの体験や考え方を通しての発表がなされ、大変意義のある大会となりました。

次に、生涯学習関係事業についてでございます。

10月13日に総合公園多目的運動場で町民体育大会、10月19日・20日に唐津市・伊万里市・有田町・玄海町を主会場に第66回県民体育大会、11月1日から3日まで町民会館において町文化祭、11月17日には久留米市で久留米市・小郡市・鳥栖市・基山町の3市1町共催のクロスロードスポーツ・レクリエーション祭が開催され、いずれの行事にも多くの町民の方々に参加をいただき、スポーツと文化の秋を楽しむとともに、地域住民の親睦と交流を深めることができました。

また、12月1日はきやまロードレース大会が開催され、前年同様、小学生から高齢の方まで1,500人を超える方々にエントリーしていただき、盛大に開催することができました。

次に、古代山城サミットについてでございます。

10月4日・5日に、香川県高松市で開催された第4回古代山城サミットにおいて、平成27年度の開催地として基山町が正式に決定されました。次期開催地の伝統芸能として宮浦仁蓮寺組合の方に「災払い」を披露していただき、会場の方々に感動を与えるとともに、次期開催に向けての期待と魅力を十分にアピールしていただきました。今後、基山大会の実施に向け具体的な方法等について検討していくこととしております。

次に、小中学校合同創作劇についてでございます。

多くのボランティアの方々の協力を得て、夏休み前から一生懸命練習してきた小中3校の生徒たちによる基肆城築造にまつわる創作劇「こころつないで～基肆城に秘められたおもい～」を、昨年同様、12月8日のふれあいフェスタで披露しました。

今回は、主役5人をダブルキャストにしたり、セリフに基山弁を取り入れたり、新発見の通水溝を劇に取り入れたり、新しい試みもあり、昨年とはひと味違ったものになりました。子供たちは表情豊かに感情がこもったすばらしい演技を披露することができました。会場は来場者でいっぱいになり、基肆城の歴史について考えるよい契機とすることができました。

次に、図書館等建設関係事業についてでございます。

新しい図書館等建設の設計業務委託については、10月25日に公募型プロポーザルの公告を行った結果、8社の応募があり、11月27日に公開ヒアリングを実施し、株式会社佐藤総合計画九州事業所に決定いたしました。現在、契約締結の手続を進めているところでございます。

今後は、ワークショップなどで利用者や町民の皆さんの意見を聞きながら、具体的な基本設計に取り組んでいきたいと考えております。

次に、基山中学校教室エアコン設置工事についてでございます。

基山中学校教室エアコン設置工事については、10月30日に指名競争入札を行い、水田建設に決定いたしました。契約金額は1,009万500円、工期は平成25年11月6日から平成26年1月31日までとなっております。工事の進捗率は40%でございます。

最後に、寄附金の報告についてでございます。

基山ゴルフ協会様より9月6日に8万円、基山町ソフトボール協会様より10月10日に3万9,000円、いずれも基山町育英資金貸付基金へ寄附がありましたので受領いたしました。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

はい。

○2番（久保山義明君）

今のエアコン設置工事のところで「水田建設」さんというふうに発言がありましたけれども、これは「水田建設」さん、「水田設備」さん、両方会社がありますので。

○議長（鳥飼勝美君）

わかりました。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

申しわけございません。私の間違いでございまして、「水田設備」さんでございまして、訂正をさせていただきます。

日程第4～15 第54号議案～第65号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4．第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について、日程第5．第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、日程第6．第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について、日程第7．第57号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第8．第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について、日程第9．第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について、日程第10．第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について、日程第11．第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議について、日程第12．第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について、日程第13．第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）、日程第14．第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、日程第15．第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成25年第4回定例議会に付議いたします議案について、順次提案理由を御説明いたします。

まず、第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

町民の福祉向上と世代間交流を総合的に支援することにより、豊かな社会福祉の実現を促進することを目的として、福祉交流館を設置するため、基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等により消費税率及び地方消費税率が改定され、平成26年4月1日から適用されることに伴い、関係条例の規定を整理するため、消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を制定するものでございます。

内容につきましては、消費税率等が5%から8%に引き上げられることに伴い、行政財産使用料、道路占用料、都市公園使用料、公共下水道使用料の算定に用いる率を5%から8%に引き上げるとともに、し尿処理手数料については消費税等の増税相当額を引き上げた額に改定するものでございます。

次に、第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第59条の規定により、被保険者が刑事施設等に拘禁されたことによって保険給付の制限を受ける場合に、当該被保険者の属する世帯を国民健康保険税の減免対象とするため、基山町国民健康保険条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第57号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員の任期が平成25年12月25日までとなっており、基山町大字宮浦1888番地2、天本和典氏を再任いたしたく提案するものでございます。

10ページに天本氏の履歴書を記載いたしております。平成22年12月より固定資産評価審査委員会委員に就任され、現在に至っております。委員として適任者と考え、御提案をいたしております。任期は3年となっております。どうぞ御審議賜り、御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得についてでございます。

基山中学校パソコン教室用のパソコン等の更新に係る予定価格が、基山町議会の議決に付

すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の不動産もしくは動産の買入れに該当するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定についてでございます。

今年度末に指定管理期間が満了する基山町民会館の次期指定管理者の候補として、西鉄BM・西日本企画サービス共同事業体を選定いたしました。指定管理者を指定するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であることから、今回提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定についてでございます。

今年度末に指定管理期間が満了する基山町体育施設の次期指定管理者の候補として、セイカ・西鉄BM共同事業体を選定いたしました。指定管理者を指定するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決が必要であることから、今回提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更に係る協議についてでございます。

鳥栖・三養基地区消防事務組合の構成団体である関係市町の負担金の算定方法を変更することに伴い、鳥栖・三養基地区消防事務組合の規約の変更が必要となっております。経費の支弁方法を変更するための規約変更の場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事に届け出を行うこととなっております。その協議については関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから、今回提案するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議についてでございます。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正により、「障害程度」という文言が「障害支援」に改められたため、鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会の名称を変更する必要があります。審査会の名称を変更する

ための規約変更の場合は、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事に届け出を行うこととなっており、その協議については関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があることから、今回提案するものでございます。

内容につきましては、規約の表題及び第2条中の審査会の名称を変更するものです。

次に、第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として8,546万円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、一般会計予算総額は歳入歳出とも58億7,543万8,000円になります。

次に、補正予算の主なものについて申し上げます。

まず、町民栄誉賞関係についてでございます。

ことし4月に手塚治虫文化賞においてマンガ大賞を受賞されました原 泰久さんに町民栄誉賞を授与することに決定しました。授与式を12月27日に行うこととしており、町民栄誉賞の記念品等の予算をお願いしております。補正額は22万6,000円です。

次に、食の観光推進事業についてでございます。

これは緊急雇用創出基金事業を活用した事業でございます。グルメ情報誌を作成し、観光参加者等に対して飲食に関する情報を提供することにより基山町PRにつなげ、地元飲食関係者等を中心とした地域及び経済の活性化を図るとともに、地域の雇用の受け皿を確保するため実施するものです。補正額は76万6,000円です。なお、本事業については25年度から26年度までの2年契約を締結する必要があることから、債務負担行為の設定をあわせてお願いしております。

次に、着地型旅行商品造成支援事業についてでございます。

本事業については、本町への旅行商品の開発及び観光ツアーの実施を旅行会社に委託することにより、観光客の増加による地域及び経済の活性化を図るとともに、地域の雇用の受け皿を確保するために実施するものとし、6月補正で555万円をお願いしていたところですが、緊急雇用創出基金事業の要件に該当する業者が見つからず、実施できなくなったことから今回減額をお願いするものです。

次に、子ども・子育て支援制度に伴うシステム構築事業についてでございます。

これは子ども・子育て新制度施行に際し、安全確実な移行と新制度での業務を効率的に実施するため、施設型給付や地域型保険給付の一元管理や支給認定、事業者認定、審査支払い機能等を有するシステムを構築するものです。補正額は939万6,000円でございます。本事業

は安心子ども基金特別対策事業を活用したもので全額補助となっております。

次に、農業生産基盤整備事業補助金についてでございます。

今回、後田井堰水利組合が実施するかんがい排水施設の新設改良事業及び南奈良田生産組合が実施する農道舗装事業に補助金を行うこととしております。補正額は206万4,000円です。

次に、佐賀東部水道企業団ライフライン機能強化等事業費負担金についてでございます。

24年度に佐賀東部水道企業団が国の経済対策事業を活用して実施したライフライン機能強化等事業に係る地域の元気臨時交付金については、構成団体である市町に交付される制度となっており、今回町に対して交付されたものを東部水道企業団に負担金として交付するものです。補正額は361万7,000円です。

次に、身近なユニバーサルデザイン推進事業費補助金についてでございます。

本事業は、民間や市町の施設を対象に、洋式トイレをふやすことにより身近なところからユニバーサルデザインの推進を図ることを目的として県が実施する事業でございます。町としてもユニバーサルデザインを推進する必要があると判断し、今回第5区の公民館の洋式トイレ化に対する補助を予定しております。補正額は80万円です。なお、本事業は、自治公民館のみ市町を通して補助金が交付され、それ以外の施設は県から直接交付されることとなっております。

最後に、職員給与費についてでございます。

職員給与費については年間所要見込み額の精査に伴う補正をお願いしております。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明いたします。

次に、第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として891万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも23億823万1,000円になります。なお、補正予算の主な内容は、一般被保険者高額療養費補助金の増額や保険基盤安定負担金の確定による保険基盤安定繰入金の増額及びそれに伴う歳出の財源更正等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

次に、第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として734万3,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わ

せますと、予算総額は歳入歳出とも3億5,912万6,000円になります。なお、補正予算の内容は光熱水費、修繕料の増額等でございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、これより補足説明を求めます。

第54号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお願いいたします。

町民の主体的な福祉活動への参加を支援し、世代間交流を総合的に推進するために、役場別館を新たな施設としたことによりまして、施設の設置及び管理条例として整備するものでございます。

第1条設置でございますが、町民の方々に福祉活動への参加を支援し、世代間交流を総合的に推進し、相互に助け合い、豊かな福祉の実現を目指し、設置するものとしております。

第2条名称及び位置につきましては、名称は基山町福祉交流館、位置につきましては、基山町大字宮浦1006番地1に設置することとしております。

第3条管理につきましては、基山町が行い、一部の事業及び管理を委託することができるとしております。

第4条事業につきましては、福祉に関する相談、研修・啓発、施設の提供、世代間交流事業などを規定しております。

議案書2ページをお願いいたします。

第5条施設について、本町が事業で使用するほかは町民誰もが自由に利用できる交流広場を初め、利用許可により利用できます学習室、多目的室、創作活動室を設けております。

第6条休館日は12月29日から1月3日とし、それに加え、議案資料1ページの施行規則第2条で、条例第5条に規定する施設については毎週月曜日を利用できない日と規定しております。

第7条利用時間でございますが、規則で定めることとし、施行規則第3条で開館時間は午前9時から午後7時までとし、許可利用できます3部屋につきましては、利用日の7日前までに申請を行えば最大で午後9時まで利用可能といたしております。

第8条利用できる者としては、町内に住所を有する者、町内の事業所及びその事業所に勤務する者としております。

第9条では利用の許可申請及び許可について規定をしております。

第10条許可の取り消しは、許可を受けた者または許可を受けようとする者が設置目的に反する利用をした場合またはその恐れがある場合、許可利用者が指示・指導に従わないなど管理運営上支障がある場合に、許可を取り消しまたは許可をしないということについて定めています。

議案書3ページをお願いいたします。

第11条利用の制限では、一般的な禁止事項を定めております。

第12条使用料は、議案書4ページの別表に定めております使用料を納付していただくこととし、その使用料については前納といたしております。なお、使用料の算定に当たりましては、平成25年12月2日施行の基山町使用料・手数料見直しの基本方針に基づき、算定を行い決定したものでございます。

また、本日提出させていただいた資料の中で算定書をお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

第13条使用料の還付では、原則還付をしないことを定めております。

第14条は使用料の減免について定めており、その具体的な内容は施行規則第11条に定めております。

第15条では利用許可の譲渡、転貸しを禁止しております。

第16条では許可利用者の管理義務を定め、第17条では利用者、許可利用者、許可を受けようとする者が善管注意義務を怠った場合の損害賠償について定めております。

第18条の立ち入りでは、施設の管理業務に従事する者が管理運営上必要と認めるとき、許可利用者が利用する施設に立ち入ることについて定めをしております。

議案書4ページをお願いいたします。

第19条委任では、本条例に定めがないものについては規則で定めることといたしております。

この条例は平成26年4月1日から施行するとさせていただきます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

第56号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

それでは、第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書の8ページをお願いいたします。

今回の条例の改正につきましては、国民健康保険法第59条の規定により、被保険者が刑事施設などに拘禁されたことにより給付制限を受ける場合に、当該被保険者の属する世帯を国民健康保険税の減免対象とするため改正するものでございます。

資料の12ページをお願いいたします。

それでは、新旧対照表によって説明をさせていただきます。

第33条第1項第1号と第2号の内容をあわせまして第1号といたしております。

それから、第3号を繰り上げ第2号とし、第3号として新たに「その他特別の事情があると認められた者」を加えたものでございます。

この第3号に該当する者として限定的に運用するために、議案資料17ページの国民健康保険減免申請取扱要綱の一部を改正する新旧対照表中、第3条第1項第8号アに規定する「国民健康保険法第59条に該当する者」としております。

国民健康保険法第59条の規定は、少年院などに收容されたとき、刑事施設・労役場などに拘禁されたときには、これらの施設において必要な医療が行われますので、国保で給付を行う必要がないことから、その期間に係る療養の給付または入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、特別療養費もしくは移送費の支給は行わないという絶対的給付制限がかかっております。給付を行わないことから、拘束期間に係る被保険者分の国民健康保険税の10割を減免するというものでございます。

議案資料12ページに戻っていただきまして、第33条第2項のただし書きにつきましては、前項第1号に掲げる減免の提出期限を納期限または特別徴収対象年金給付の支払日の7日前までとしたものでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

第58号議案の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について補足説明を行います。

議案書の11ページをお願いいたします。

基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得につきましては、7月30日の臨時議会で審議をしていただきましたが承認されませんでしたので、議会の中で問題になったことや情報教育環境の変化等を検討しながら、仕様書の見直しを行いました。

仕様書の見直しに際しましては、県の教育情報化推進室の助言を受けながら、中学校情報教育担任及び学校教育係で項目ごとに点検を行いました。

仕様の主な変更点といたしましては、サーバー本体の拡張スロットを削除し、バックアップ用NASを2個から1個へ、これは保存するデータ量を4週間分から2週間分に変更する見直しによるものです。

基本ソフトの変更といたしまして、ウインドウズ7からウインドウズ8へ、これはウインドウズ8.1が発売されますと無料更新付という条件を付しております。

次に、パソコンスペックの変更ですが、教師用パソコンについてi7からi5へ、生徒用パソコンについてi5からi3へ。それから、パソコン用ソフトの機種変更でございますけれども、デスクトップ型からノートブックのタブレット型に。

それから、セキュリティシステムの変更といたしまして、USBキー認証システムのグレードアップの方式から現行のUSBを利用しながらレイヤー3スイッチングハブ方式を導入し、仕様を抑えてセキュリティを高める方法に変更いたしております。

また、印刷機器の変更でございますけれども、カラープリンター2台を1台にし、モノクロプリンターを1台追加いたしております。

教育用ソフトの見直しといたしまして、ジャストジャンプ5を削除いたしております。

また、保守対象の見直しといたしまして、保守対象をサーバー本体のみとし、教師用パソコン・生徒用パソコンは必要に応じて修繕により対応するというにいたしております。これは今回の見直しにより、県が進めておりますICT事業推進にも沿う形になるものと考えております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

第59号議案及び第60号議案の補足説明を求めます。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

議案書の12ページと13ページでございます。

第59号議案と第60号議案は関連しておりますので、あわせて説明させていただきます。

平成21年度から指定管理者制度を導入した目的でございますけれども、それまで町が管理していた町民会館や体育施設について、民間事業者においても十分なサービス提供能力が認められれば、多様化する住民ニーズに応えるため、より効果的、効率的に対応する民間事業者の有するノウハウを広く活用することが有効であるという考えに基づいて指定管理者制度を導入いたしました。それは、住民サービスの向上、行政コストの削減であり、その制度の活用によって基山町の文化・スポーツの振興及び活性化並びに行政改革の推進が期待されることです。

現在の指定管理者の契約が平成26年3月31日までであることから、それ以降の管理方式についての方向性を決めるに際し、平成21年度から24年度までの指定管理方式について評価を行いました。

その結果、本町の指定管理者制度の評価といたしまして、住民サービスの向上に関しましては使用許可申請の受付時間及び申請期間の拡大が図られた、使用施設の鍵等の貸し出し、返却時間の延長が図られた、軽微な修繕等が迅速化した。また、文化・スポーツの振興及び活性化としては、ワンコインシネマやミニ美術展、軽スポーツ大会など指定管理者による自主事業の展開がありました。行政コストの縮減といたしましては、直営の場合に比較しまして町民会館が年間約200万円、体育施設が約200万円の合計約400万円の経費の縮減となっております。

このようなことから、平成26年度以降につきましても指定管理者制度を継続することいたしました。

今回提案しております業者は、公募型プロポーザル方式により選考した団体で、町民会館においては6団体から、体育施設においては5団体の中から選考いたしております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

第61号議案の補足説明を求めます。酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

それでは、第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更に係る協議について、補足説明をさせていただきます。

議案書14ページをごらんください。

今回の協議につきましては、鳥栖・三養基地区消防事務組合の構成市町の負担金の算定方法の変更でございます。

現在、負担金につきましては本年度の消防費に係る基準財政需要額の確定額としているため、負担金の確定が年度途中となっております。このため鳥栖・三養基地区消防事務組合及び構成市町とともに年度途中での補正予算を行っているところでございます。今後は安定的で計画的な財政運営を行うために、平成26年度から前年度の消防費に係る基準財政需要額等の確定額により負担金を算定するため、規約の変更をお願いするものでございます。

また、この負担金の算定方法を前年度とすることで組合の運営に支障を来すというようなことはございません。

規約の改正文については議案書の15ページ、または資料の29ページにありますように、「当該年度」を「前年度」に改めるというものでございます。

鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更に係る協議については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げて、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

第63号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

それでは、第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案書の18ページをお願いいたします。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに8,546万円の追加をお願いいたしまして、総額は58億7,543万8,000円とするものでございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第1表でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に11款の分担金負担金を941万2,000円、13款の国庫支出金を2,391万8,000円、14款の県支出金を2,205万5,000円、19款諸収入を490万1,000

円増額し、20款の町債を40万円減額をして、17款の繰入金のうち基金繰入金を2,500万円増額して、財源調整を図らせていただいております。

20ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款. 総務費を517万4,000円減額をし、3款. 民生費を7,371万3,000円、4款. 衛生費を382万2,000円、8款. 土木費を1,768万4,000円をそれぞれ増額をし、予備費を269万1,000円減額をすることで財源調整を図らせていただいております。

22ページをお願いいたします。

第2表 債務負担行為でございます。

基山町食の観光推進事業制作運営委託料として、平成26年度に債務負担行為の設定を新しくお願いをいたしております。これは基山町のPRのために基山町独自の食の観光推進のための事業でございます、限度額に842万7,000円をお願いいたしております。今年度の事業費としまして、後の補正予算のほうでお願いをしておりますけれども、76万6,000円の追加もあわせてお願いいたしております。

同じく2表の変更の分でございます。

総合計画作成委託料の限度額を223万円から258万7,000円へ、35万7,000円の増額をお願いいたしております。これは26年度に住民満足度をはかるための調査を行うということで、事業費の変更によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

第3表 地方債の補正でございます。

防災基盤整備事業債として300万円から260万円へ40万円の減額をお願いいたしております。これは消防ポンプ購入の入札減によるものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、主なものを事項別明細書により説明をさせていただきます。

基山町一般会計補正予算（第4号）事項別明細書3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

11款分担金及び負担金でございます。2項. 負担金、1目. 民生費負担金、1節. 社会福祉費負担金に老人ホーム入所負担金として18万4,000円の追加をお願いいたしております。これは入所者の1名増によるものでございます。2節. 児童福祉費負担金に保育料現年度分として892万円の追加をお願いいたしております。これは入所児童数の増によるものでござ

います。

5 ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金、1 項. 国庫負担金、1 目. 民生費国庫負担金でございます。1 節. 児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として394万5,000円の追加をお願いいたしております。これはたんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率は2分の1でございます。

2 節. 社会福祉費負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金として38万7,000円の追加をお願いいたしております。額の確定によるものでございます。同じく障害者自立支援給付費負担金に1,714万円の追加をお願いいたしております。これは主に障害福祉サービスの増によるものでございます。また、障害児通所給付費負担金として269万1,000円の追加をお願いいたしております。障害児通所サービスの増によるものでございます。

6 ページをお願いいたします。

2 項. 国庫補助金でございます。1 目. 民生費国庫補助金、1 節. 社会福祉費補助金に地域生活支援事業費等補助金として46万8,000円の追加をお願いいたしております。これは障害者日常生活用具給付費の増によるものでございます。

4 目. 教育費国庫補助金、3 節. 幼稚園費補助金に私立幼稚園就園奨励費補助金として15万4,000円の追加をお願いいたしております。対象人員の増によるものでございます。

8 目. 総務費国庫補助金、1 節. 総務費補助金に地域の元気臨時交付金として86万7,000円の減額をお願いいたしております。額の確定によるものでございます。

7 ページをお願いいたします。

14款. 県支出金、1 項. 県負担金、1 目. 民生費県負担金でございます。1 節. 児童福祉費負担金に保育所運営費負担金として197万2,000円の追加をお願いいたしております。国庫のところで説明をさせていただきましたように、たんぽぽ保育園の入所児童数の増によるものでございます。補助率は4分の1でございます。

2 節. 社会福祉費負担金でございます。国民健康保険基盤安定負担金として290万4,000円の追加をお願いいたしております。これは国民健康保険の保険税軽減分と保険者支援分の増によるものでございます。また、障害者自立支援給付費負担金として857万円の追加をお願いいたしております。これも国庫で説明をさせていただきましたように、主に障害福祉サービスの増によるものでございます。同じく2 節に障害児通所給付費負担金として134万5,000

円の追加をお願いいたしております。障害児通所サービスの増によるものでございます。補助率4分の1でございます。

8ページをお願いいたします。

2項. 県補助金、2目. 民生費県補助金、1節. 社会福祉費補助金でございます。重度心身障害者医療費助成事業補助金に105万1,000円の追加をお願いいたしております。これは助成額の実績見込みの増によるものでございます。また、地域生活支援事業費等補助金として23万4,000円の追加をお願いいたしております。これは障害者日常生活用具給付費の増によるものでございます。

2節. 児童福祉費にひとり親家庭等医療費助成事業費補助金として52万3,000円の追加をお願いいたしております。これは助成額の見込み増によるものでございます。次に、安心子ども基金事業として939万6,000円の追加をお願いいたしております。これは子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築事業に伴うものでございます。

3目. 衛生費補助金でございます。1節. 保健衛生費補助金に子どもの医療費助成事業補助金として8万6,000円の追加をお願いいたしております。これは主に過年度の高額療養費の増などによるものでございます。

4目. 農林水産業費補助金でございます。1節. 農業費補助金に中山間地域等直接支払交付金として1万8,000円の追加をお願いいたしております。これは協定面積の増によるものでございます。同じく農地・水・環境保全向上活動推進交付金に1万1,000円の追加をお願いいたしております。これは国からの追加配分によるものでございます。

6目. 教育費県補助金でございます。3節. 社会教育費補助金に新しく身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金として80万円をお願いいたしております。これは誰もが外出しやすい環境づくりの一環として、住民の方がよく利用される施設を対象に洋式トイレをふやすための取り組みに対しての県からの助成でございますけれども、今回お願いしておりますのは第5区の公民館のトイレ改修への助成でございます。

9目. 労働費県補助金でございます。1節. 労働費補助金に佐賀県緊急雇用創出基金事業費補助金として478万4,000円の減額をお願いいたしております。これは6月の補正予算でお願いいたしました基山町着地型観光ツアー実施事業555万円の事業の実施が困難になったことによります全額の更正と、先ほど債務負担行為のところで説明をさせていただきました基山町食の観光推進事業の25年度実施分76万6,000円の増額との相殺の結果、478万4,000円の

減額をお願いするものでございます。

9ページをお願いいたします。

3項. 委託金、1目. 総務費委託金でございます。4節. 統計調査費にそれぞれ交付決定による減額をお願いいたしております。

7目. 土木費委託金、1節. 住宅費委託金に住生活総合調査費委託金として7,000円の減額をお願いいたしております。交付決定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

15款財産収入、1項. 財産運用収入、2目1節. 利子及び配当金でございます。財政調整基金利子等3項目追加をお願いいたしております。基金利子の追加でございます。

11ページをお願いいたします。

16款1項. 寄附金、1目. 教育費寄附金の育英資金寄附金に11万9,000円の追加をお願いいたしております。2件分でございます。

12ページをお願いいたします。

17款. 繰入金、1項. 基金繰入金、2目1節. 財政調整基金繰入金に2,500万円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

13ページをお願いいたします。

19款. 諸収入、4項. 受託事業収入、4目. 民生費受託事業収入、1節. 広域入所保育受託事業収入でございます。広域入所保育受託事業に83万3,000円の追加をお願いいたしております。これは広域入所の人員増によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

5項3目2節. 雑入でございます。上から3段目に保育園バス遠足保護者負担金として26万9,000円の減額をお願いいたしております。額の確定によるものでございます。その下の後期高齢者医療給付費負担金返還金に352万3,000円の追加をお願いいたしております。24年度の精算返還金でございます。1つ飛ばしまして、6段目の子どもの医療費高額療養費過年度分に22万6,000円の追加をお願いいたしております。これは24年度の診療費で社会保険のほうからの6件分でございます。次に、全国女性消防操法大会助成金として35万7,000円を新しくお願いいたしております。これは女性消防操法大会出場に伴う派遣旅費への日本消防協会からの助成金でございます。それから、最後になりますけれども、子どもを守る地域ネットワーク等調査費として3,000円を新しくお願いいたしております。これは調査費、作成

費として1市町当たり3,600円入金をされることになっております。

15ページをお願いいたします。

20款1項. 町債、2目. 消防費、2節. 防災対策事業債でございます。防災基盤整備事業に40万円の減額をお願いいたしております。これは消防小型ポンプの購入費の入札減によるものでございます。充当率は75%でございます。

続きまして、歳出でございます。

16ページをお願いいたします。

1款1項1目. 議会費でございます。18節の備品購入費に庁用備品として57万3,000円の減額をお願いいたしております。これは音響システムの入札減によるものでございます。

17ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費でございます。8節の報償費に一般表彰費として10万円をお願いいたしております。これは基山町出身の漫画家でございます原泰久先生に町民栄誉賞を授与することになりまして、その表彰のための記念品代でございます。13節. 委託料に区長、区長代理事務委託料として13万9,000円の追加をお願いいたしております。これは世帯数の増によるものでございます。19節. 負担金補助及び交付金に健康診断補助金として23万8,000円の追加をお願いいたしております。これは職員の間ドック受診者の増によるものでございます。同じく19節に市町村共済組合に対する追加費用及び払込金として597万8,000円の減額をお願いいたしております。これは算定率の減によるものでございます。

2目. 文書管理費でございます。14節. 使用料賃借料に例規データベース使用料として83万3,000円の追加をお願いいたしております。これは例規集の推力データの更新費用の増によるものでございます。

3目. 財政管理費でございます。14節. 使用料及び賃借料に駐車場使用料として1万円の追加をお願いいたしております。これは公用車での出張の際の駐車料の追加でございます。

5目. 財産管理費でございます。11節. 需用費に光熱水費として76万8,000円の追加をお願いいたしております。これは電気料の値上げによりまして不足が見込まれますので、追加をお願いいたしております。また、燃料費として31万8,000円の追加をお願いいたしております。庁舎、保健センターの冷暖房用の灯油購入費の追加でございます。

13節. 委託料でございます。消防設備保守点検委託料から次のページの夜間等管理業務委

託料まで5項目を、契約による額の確定によりそれぞれ減額をお願いいたしております。

引き続き、18ページでございます。

6目. 企画費でございます。13節. 委託料に総合計画作成委託料として118万2,000円の減額をお願いいたしております。これは契約によります25年の事業費が確定したことによるものでございます。

8目. 財政調整基金費、25節. 積立金に財政調整基金利子として17万1,000円、11目. 公共施設整備基金費、25節. 積立金に公共施設整備基金利子として29万4,000円の追加をお願いいたしております。これは歳入のところで説明をさせていただきました基金利子の積み立てでございます。

19ページをお願いいたします。

2項. 徴税費、1目. 税務総務費でございます。18節. 備品購入費に庁用備品として29万4,000円をお願いいたしております。これは国税連携システムの機器更新のための費用でございます。

20ページをお願いいたします。

4項. 選挙費、4目. 参議院議員選挙費でございます。参議院議員選挙が終わっておりますので、関係経費の確定によりまして減額及び追加をお願いいたしております。

21ページをお願いいたします。

5項. 統計調査費、2目. 指定統計費でございます。工業統計調査、住宅土地統計調査、商業統計調査、経済センサス、農林業センサス等の事業の実績見込みによりまして、1節. 報酬から12節. 役務費まで減額及び追加をお願いいたしております。

22ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。12節. 役務費に障害福祉サービス審査手数料として3万7,000円の追加をお願いいたしております。審査件数の増によるものでございます。

13節. 委託料に自動扉保守点検委託料からエレベーター保守点検委託料まで4項目の減額をお願いいたしております。これは福祉交流館を年度内に開設する予定で施設の管理費用について予算計上をお願いしておりましたが、開設が26年4月に行う予定でありますので、本年度については費用が発生しませんので全額の更正をお願いいたしております。

20節. 扶助費でございます。重度身体障害者日常生活用具給付費に93万8,000円の追加を

お願いいたしております。これは対象者の増によるものでございます。次に、重度心身障害者医療費助成費として210万3,000円の追加をお願いいたしております。これは実績見込みの増によるものでございます。次に、障害者自立支援給付費として3,927万3,000円の追加をお願いいたしております。これは障害福祉サービスの増によるものでございます。また、障害者自立支援医療費として39万3,000円の追加をお願いいたしております。これは実績見込みの増によるものでございます。

28節．繰出金に国民健康保険特別会計繰出金に438万8,000円の追加をお願いいたしております。実績見込みによるものでございます。

2目．老人福祉費でございます。1節．報酬に老人ホーム入所判定委員会委員報酬として2万3,000円の追加をお願いいたしております。入所申請者の増による委員会1回分の追加でございます。8節．報償費に高齢者要望等実態調査調査員謝礼として30万円の減額をお願いいたしております。これは当初調査員を雇用して事業を実施する予定でありましたけれども、職員で実施をしておりますので全額更正をお願いするものでございます。20節．扶助費に敬老祝い金として23万円の減額をお願いいたしております。確定によるものでございます。同じく老人ホーム入所措置費として185万4,000円の追加をお願いいたしております。これは入所者の増によるものでございます。

23ページをお願いいたします。

2項．児童福祉費、1目．児童福祉総務費でございます。11節．需用費に光熱水費として6万8,000円、12節．役務費に通信運搬費として1万1,000円の追加をお願いいたしております。これはひまわりC教室の開設に伴うものでございます。

13節．委託料に広域入所保育事務委託料として35万2,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みの減によるものでございます。また、新しく子ども・子育て支援制度に伴うシステム構築業務委託料として939万6,000円をお願いいたしております。27年度からスタート予定の子ども・子育て支援新制度に対応するための電子システム構築のための費用でございます。

18節．備品購入費に放課後児童教室備品として49万4,000円の追加をお願いいたしております。これはひまわりC教室開設に伴う備品でございます。

19節．負担金補助及び交付金でございます。待機児童解消促進等事業補助金に1万4,000円の追加をお願いいたしております。これは認可外保育施設の職員健康診断に対する助成を

行うもので、2名の増員によるものでございます。次に、特別支援学級放課後児童健全育成事業費補助金として31万3,000円の減額をお願いいたしております。これは予定をしておりました中原特別支援学校高等部に登録がございませんでしたので、減額をお願いいたしております。

次の20節. 扶助費にたんぼぼ保育園運営費として1,371万1,000円の増額をお願いいたしております。これは入所人員の増及び単価の増によるものでございます。

2目. 保育所費でございます。8節. 報償費に人形劇団公演謝礼として3万円の減額をお願いいたしております。これは今回公演に対して謝金が不要になったということによる減額でございます。11節. 需用費に光熱水費として59万2,000円の追加をお願いいたしております。上下水道料金及び電気料の実績見込みによる追加でございます。13節. 委託料に運動会音響装置業務委託料として4万7,000円の減額をお願いいたしております。これは運動会の当日が雨でございましたために総合体育館で行いました。その結果、音響装置が不要になりましたので全額の更正でございます。18節. 備品購入費に保育所備品として120万円の追加をお願いいたしております。これは主に園児用のイスとテーブルの一部更新を行うための費用でございます。

3目. ひとり親福祉費でございます。20節. 扶助費にひとり親家庭等医療費助成費に104万6,000円の追加をお願いいたしております。これは実績見込みの増によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、1項. 保健衛生費、1目. 保健衛生費総務費でございます。12節. 役務費に子どもの医療費助成審査支払手数料として13万5,000円の追加をお願いいたしております。これは支払い審査の件数増によるものでございます。次に、20節. 扶助費に子どもの医療費助成費として99万7,000円の追加をお願いいたしております。件数増によるものでございます。

3目. 環境衛生費でございます。11節. 需用費に燃料費として14万1,000円の追加をお願いいたしております。これは葬祭公園の燃焼バーナーの灯油代でございます。13節. 委託料に事業所排水及び河川水水質検査委託料など3項目について減額をお願いいたしております。契約によります実績による減額でございます。

25ページをお願いいたします。

2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費でございます。13節. 委託料に一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料など3項目の減額をお願いいたしております。これも実績、実績見込みによる減額でございます。

26ページをお願いいたします。

3項. 上水道費、1目. 上水道施設費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に、新しく佐賀東部水道企業団ライフライン機能強化等事業費負担金として361万7,000円をお願いいたしております。これは東部水道企業団が実施しております浄化施設耐震化事業及び老朽管更新事業に係る基山町の負担分でございます。

27ページをお願いいたします。

6款. 農林水産業費、1項. 農業費、2目. 農業総務費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に中山間地域等直接支払交付金に2万6,000円の追加をお願いいたしております。これは対象面積の増によるものでございます。

3目. 農業振興費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に農業振興費補助金として206万4,000円の追加をお願いいたしております。これはかんがい排水処理施設改良事業及び農道舗装事業に対する助成でございます。

28ページをお願いいたします。

7款1項. 商工費、1目. 商工総務費でございます。22節. 補償補填及び賠償金に中小企業小口資金融資保証料として20万円の追加をお願いいたしております。実績見込みによる増でございます。

2目. 観光費でございます。11節. 需用費に修繕料として4万2,000円の追加をお願いいたしております。基山公園トイレの給水ポンプの修繕料でございます。

次に、13節. 委託料に着地型旅行商品造成支援事業委託料として555万円の減額をお願いいたしております。これは事業実施が困難になったことによります全額更正でございます。また、新しく食の観光推進事業制作運営委託料として76万6,000円をお願いいたしております。これは基山町をPRするためグルメ情報誌作成などを行います基山町独自の食の観光推進に取り組む事業でございます。

29ページをお願いいたします。

8款. 土木費、2項. 道路橋梁費、1目. 道路維持費でございます。11節. 需用費に修繕料として270万円の追加をお願いいたしております。これは町道の維持修繕の費用ござい

ます。19節. 負担金補助及び交付金に法定外公共物機能管理事業補助金として101万5,000円をお願いいたしております。これは法定外公共物を適切に維持管理するための補助金で、今回は川西地区の水路工事への助成でございます。補助率は100分の30でございます。

続きまして、2目. 道路新設改良費でございます。11節. 修繕料に6万2,000円の追加をお願いいたしております。庁用車の修繕料でございます。

30ページをお願いいたします。

8款. 土木費、3項. 都市計画費、3目. 公園費でございます。11節. 需用費に修繕料として117万4,000円の追加をお願いいたしております。これはけやき台北部公園の照明修理の費用でございます。

31ページをお願いいたします。

4項. 下水道費、1目. 下水道整備費でございます。28節. 繰出金に下水道特別会計繰出金として1,162万4,000円の追加をお願いいたしております。公共下水道分と污水处理施設分の合計額でございます。

33ページをお願いいたします。

9款1項. 消防費、2目. 非常備消防費でございます。9節. 旅費に特別旅費として26万3,000円、11節. 需用費に消耗品費として20万円の減額をお願いいたしております。これは全国消防操法大会が終了いたしましたので確定によるものでございます。18節. 備品購入費に消防備品として56万5,000円の減額をお願いいたしております。これは主に小型消防ポンプの入札減によるものでございます。

34ページをお願いいたします。

10款. 教育費、1項. 教育総務費、2目. 事務局費でございます。28節. 繰出金に育英資金繰出金として11万9,000円の追加をお願いいたしております。これは歳入のところで説明をさせていただきました寄附金の積み立てでございます。2件分でございます。

35ページをお願いいたします。

2項. 小学校費、1目. 基山小学校管理費でございます。11節. 需用費に修繕料として18万6,000円の追加をお願いいたしております。これはパソコン教室のサーバー修理費等でございます。13節. 委託料でございます。プール循環装置保守点検業務委託料から学校遊具点検業務委託料まで5項目に減額をお願いいたしております。これは契約によります事業費の確定でございます。

2目．若基小学校費で若基小学校管理費でございます。13節．委託料に同様の減額をお願いいたしております。

3目．基山小学校教育振興費でございます。7節．賃金に臨時雇賃金として74万2,000円の減額をお願いいたしております。これは対象児童が基山小学校から若基小学校へ転校したことによります特別学級支援員の基山小学校から若基小への異動があったためでございます。基山小学校を74万2,000円減額し、転校先の若基小学校、その下の段ですけれども、74万3,000円の追加をお願いいたしております。端数の関係で1,000円がずれておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、20節．扶助費でございます。要保護及び準要保護児童援助費に21万2,000円の追加をお願いいたしております。これは対象者の増によるものでございます。

4目．若基小学校振興費でございます。20節．扶助費に要保護及び準要保護児童援助費として16万4,000円の追加をお願いいたしております。対象者の増によるものでございます。

36ページをお願いいたします。

3項．中学校費、1目．学校管理費でございます。13節．委託料の4項目に減額をお願いいたしております。確定によるものでございます。19節．負担金補助及び交付金に生徒派遣費補助金として23万7,000円の減額をお願いいたしております。実績見込みによる減でございます。

37ページをお願いいたします。

4項．社会教育費、2目．公民館費でございます。19節．負担金補助及び交付金に、新しく身近なユニバーサルデザイン推進事業補助金として80万円の追加をお願いいたしております。これは歳入でも説明をさせていただきましたように、公共施設のトイレ洋式化への助成でございます。第5区公民館に対するものでございます。

3目．文化財保護費でございます。19節．負担金補助及び交付金に古代山城サミット伝統芸能出演負担金として8万円の減額をお願いいたしております。これは山城サミット高松大会が終わりましたので、実績による減額でございます。

38ページをお願いいたします。

5項．保健体育費、2目．スポーツ振興費でございます。11節．需用費に修繕料として68万円の追加をお願いいたしております。これは多目的グラウンドの照明設備の修繕費用でございます。

3目. 学校給食センター費でございます。13節. 委託料に給食配送業務委託料として51万円の減額をお願いいたしております。契約による減額でございます。

40ページをお願いいたします。

13款. 諸支出金、2項. 諸費、1目. 国県支出金返納金でございます。23節. 償還金利子及び割引料に国県支出金返納金として6万円の追加をお願いいたしております。これは24年度次世代育成支援対策交付金の精算返納分でございます。

41ページをお願いいたします。

14款1項1目. 予備費でございます。今回、予備費に269万1,000円の減額をお願いし、財源調整を図らせていただきました。

以上で一般会計補正予算（第4号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鳥飼勝美君）

第64号議案の補足説明を求めます。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

第64号議案の平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をいたします。

議案書の24ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出とも891万3,000円の追加をお願いし、総額を23億823万1,000円とするものでございます。

今回の主な補正内容は、歳出の一般被保険者高額療養費補助金の追加及び歳入の保険基盤安定負担金の確定による財源内訳の変更をお願いしているものでございます。補正内容につきましては、国民健康保険特別会計の事項別明細書により御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございます。

事項別明細書の3ページをお願いいたします。

3款1項1目の療養給付費等負担金の療養給付費負担金293万5,000円、4ページの3款2項1目の財政調整交付金の普通調整交付金82万5,000円、6ページの6款2項1目の財政調整交付金の一種交付金64万2,000円の追加につきましては、歳出の一般被保険者高額療養費の追加に伴い、それぞれ国県の負担割合により追加をさせていただくものでございます。

次に、3ページの3款1項3目の特定健康診査等負担金2万3,000円、5ページの6款1項2目の特定健康診査等負担金2万3,000円の追加につきましては、特定健康診査の平成24

年度分の精算によりそれぞれ追加をさせていただくものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

8款1項1目、利子及び配当金でございます。財政調整基金利子を7万8,000円追加させていただいております。これは定額預金の額を増額したために、基金利子を追加させていただくものでございます。

次に、8ページをお願いいたします。

9款1項1目の一般会計繰入金でございます。保険基盤安定負担金の確定により保険基盤安定繰入金を438万7,000円の追加をさせていただくものでございます。この追加に伴いまして、歳出の9ページ、2款1項1目の一般被保険者療養給付費、10ページの2款2項1目の一般被保険者高額療養費、11ページの3款1項1目の後期高齢者支援金、12ページの6款1項1目の介護納付金の財源の内訳の変更をお願いしております。

次に、歳出でございます。

10ページをお願いします。

2款2項1目の一般被保険者高額療養費でございます。一般被保険者高額療養費補助金を11月からの5カ月分の上昇分を見込みまして917万2,000円の追加をお願いしております。

13ページをお願いします。

9款1項1目の財政調整基金費でございます。25節の積立金に財政調整基金利子分7万8,000円の追加をお願いしております。これは先ほど歳入で御説明したとおりでございます。

14ページをお願いいたします。

12款1項1目の予備費でございます。今回財源調整のために33万7,000円の更正をお願いしております。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

第65号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）について補足説明をいたします。

議案書の27ページでございます。

今回の主な補正は、使用料及び他会計繰入金の追加並びに基金繰入金の減額と事業費の追

加でございます。補正内容につきましては事項別明細書により説明させていただきます。

基山町下水道特別会計歳入歳出補正予算（第4号）事項別明細書をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

3ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道使用料131万3,000円の追加は実績による見込みでございます。

4ページをお願いいたします。

5款1項2目．汚水処理施設及び配当金9,000円の追加は、汚水処理施設下水道基金の利子の確定によるものでございます。

5ページをお願いいたします。

6款1項1目．公共下水道基金繰入金560万3,000円の減額は、基金から繰り入れました人件費及び公共下水道事業に伴うものでございます。

6ページをお願いいたします。

6款2項1目．公共下水道一般会計繰入金1,093万4,000円の追加は一般会計から繰り入れる人件費及び公共下水道事業に伴うものでございます。

2目．汚水処理施設一般会計繰入金690万円の追加は一般会計から繰り入れる……（「69万だ」と呼ぶ者あり）失礼しました。一般会計繰入金69万円の追加は一般会計から繰り入れる汚水処理施設事業に伴うものでございます。

次に、歳出でございます。

7ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道事業費、8節．報償費13万円の追加は宅地開発による受益者負担金の一括納入によるものでございます。11節．需用費364万5,000円の追加は処理場及びマンホールポンプの電気代208万円と、4号マンホールポンプの修繕料156万5,000円によるものでございます。13節．委託料31万円の追加は徴收件数の増によるものでございます。19節．負担金補助及び交付金185万円の追加は汚水処理量の増によるものでございます。27節．公課費、消費税70万4,000円の追加は税額の確定と中間納付によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款2項1目．汚水処理施設事業費、11節．需用費66万円の追加は処理場の電気代によるものでございます。13節．委託料3万円の追加は徴收件数の増によるものでございます。25節．積立金9,000円の追加は下水道基金利子の確定によるものでございます。

9 ページをお願いいたします。

3 款 1 項 2 目． 利子の13万2,000円の減額につきましては長期債利子の確定によるものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で補足説明が終わりました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午前11時21分 散会～